年金額回復の具体的事例

〇 平成23年9月26日から平成23年9月30日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい 10ケースについて取りまとめたもの

番	年	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		JOT THE		(参考)一定の前提で
番号	齢			回復前	回復後	— 概 要		の増加総額の機械的 計算(※)
1	73歳	男	1,085,900円	0円	1,085,900円	回復前の国民年金加入期間229月に厚生 年金加入期間164月 を追加。	○年金加入期間の確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金の記録判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約2,590万円
2	66歳	男	763,500円	0円	763,500円	回復前の国民年金加 入期間266月に厚生 年金加入期間81月を 追加。	○年金加入期間及び老齢年金受給の可否の確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金の記録判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,820万円
3	78歳	女	498,000円	728,400円	1,226,400円	回復前の厚生年金加 入期間0月に113月を 追加。 (老齢基礎年金受給者)	○年金加入期間の確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録回復前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,440万円
4	84歳	男	476,200円	2,016,200円	2,492,400円	回復前の厚生年金加 入期間337月に97月 を追加。	〇「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 〇ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日の一部相違)が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し、記録を統合した。	和1,140万円
5	84歳	男	472,700円	2,742,900円	3,215,600円	回復前の厚生年金加 入期間331月に66月 を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人のものと思われる記録とご本人の申出の職歴が一致したことから、記録を統合した。	約1,130万円
6	84歳	女	433,500円	1,883,500円	2,317,000円	回復前の厚生年金加 入期間192月の報酬 額を訂正。	〇「紙台帳便」の回答票がご本人から郵送される。 〇「「紙台帳等の記録」に合わせて、年金記録を訂正し、年金額を再計算する」とのご本人からの申出を受け、記録(報酬額)を訂正した。	約1,250万円
7	70歳	女	430,300円	1,102,800円	1,533,100円	回復前の厚生年金加 入期間0月に88月を追 加。 (老齢基礎年金受給者)	○年金加入期間の確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録回復前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,240万円

番号	年齢	性別		年金額(年額)		491 775		(参考)一定の前提での増加公開の機械的
号	齢			回復前	回復後	概 要		の増加総額の機械的 計算(※)
8	73歳	男	429,400円	485,500円	914,900円	回復前の厚生年金加入期間O月に52月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○年金加入期間の確認に、ご本人の代理人(市役所職員)が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。 ○記録回復前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	
9	73歳	女	378,500円	917,800円	1,296,300円	回復前の厚生年金加 入期間273月に120 月を追加。	〇配偶者の死亡届等の手続きに、ご本人が相談窓口を訪れる。 〇ご本人にご自身の年金加入期間の確認をお願いしたところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録(氏名の一部相違)が判明し、ご本人に氏名の一部相違を確認し、記録を統合した。	約1,090万円
10	89歳	男	367,800円	2,768,800円	3,136,600円	回復前の厚生年金加 入期間451月に58月 を追加。	〇年金加入期間の確認に、ご本人の代理人(子)が相談窓口を訪れる。 〇ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。	約1,070万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	1件(事例 5)
ねんきん特別便(全員便)	1件 (事例 4)
紙台帳便(紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ結果のお知らせ)	1件(事例 6)
その他(一般年金相談)	7件(事例 1、2、3、7、8、9、10)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	1件 (事例 5)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.86歳、女性+23.89歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

〈参考:用語の説明〉

〇ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。 「名寄せ特別便」 基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付 (19年12月から20年3月)。

「全員特別便」 それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

〇フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録(基礎年金番号に統合されていない記録)の持ち主である可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、年金事務所等で調査できるものは、概ね確認作業を終了。

21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

〇グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

〇黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

〇ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年 誕生月にお知らせしているもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

〇受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付(21年12月から22年11月)し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

〇紙台帳便

コンピュータで管理している年金記録とその基となった紙台帳等の年金記録の突き合わせ(照会)作業を 実施した結果、漏れや誤りの可能性のある年金記録が新たに見つかった際に、「年金記録に関する紙台 帳等の調査結果の確認について(お知らせ)」を送付(平成22年11月~)し、記録の確認作業を行っている。

【お問合わせ先】

日本年金機構 年金給付部 岡村 計三 (電話:03-6892-0769)